

## 国立病院機構大分医療センター倫理審査委員会細則

- 1 独立行政法人国立病院機構大分医療センター倫理審査委員会手順書第5条第1項および第3項に基づき、次のとおり病院長が指名する。

### 大分医療センター倫理審査委員会構成員

区 分	役 職	備 考
一 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者	副院長 統括診療部長 臨床研究部長 薬剤部長	委員長 副委員長
二 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者	外部委員 外部委員 外部委員 外部委員	
三 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べる ことができる者	事務部長 看護部長	
合 計	10 名	

(構成及び会議の成立要件等)

- 第1号から第3号までに掲げる者はそれぞれ他を同時に兼ねることができない。
- 外部委員が複数含まれていること。
- 男女両性で構成されていること。
- 5名以上であること。

- 2 独立行政法人国立病院機構大分医療センター倫理審査委員会手順書第10条第2項において、迅速審査で委員長が指名する者とは病院運営会議構成員とする。

(施行期日)

- この細則は、平成27年5月1日から施行する。
- この細則は、令和3年4月1日から施行する。